

## 公 告

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（平成 25 年静岡市条例第 33 号）第 7 条第 1 項の規定による届出があったので、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 8 条の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から 4 週間、以下に示す縦覧の場所において縦覧に供する。

なお、当該商業施設の構想について、良好な商業環境の形成を図る見地から意見を有する者は、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、この公告の日から、縦覧の終了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までの間に、静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 29 年 7 月 19 日

静岡市長 田 辺 信 宏

- 1 商業施設の建築等を行おうとする者の氏名及び住所  
株式会社 NTT 西日本アセット・プランニング  
取締役東海支店長 小杉 英明  
名古屋市中区栄二丁目 8 番 25 号
- 2 商業施設の位置  
静岡市駿河区大坪町 283 番 1
- 3 商業施設の規模及び主な用途
  - (1) 商業施設の名称等 (仮称) 駿河区大坪町複合施設
  - (2) 階数 1 階
  - (3) 建築面積 約 1,687 m<sup>2</sup>
  - (4) 延べ面積 約 1,698 m<sup>2</sup>
  - (5) 小売業の用に供する部分の面積 約 1,285 m<sup>2</sup>
  - (6) 主な用途 店舗

(7) 主たる販売品目

ドラッグ・食料品・日用品・雑貨等

4 届出書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

- ① 静岡市経済局商工部商業労政課（静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎））
- ② 静岡市葵区役所地域総務課（静岡市葵区追手町5番1号（葵区役所））
- ③ 静岡市駿河区役所地域総務課（静岡市駿河区南八幡町10番40号（駿河区役所））

(2) 縦覧の期間

平成29年7月19日から平成29年8月16日まで

(3) 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出期限

平成29年8月23日